

手形抗弁の基礎理論

川村正幸

手形抗弁とは手形金の請求を受けた手形債務者が、手形所持人に対して支払を拒絶する理由として主張できる一切の事由を指す。今日一般的に、裏書は特殊な債権譲渡と見られているが、民法の債権譲渡においては、ローマ法上の *in rem plus iuris transferre potest quam ipse habet* (誰も自分の有する以上の権利を移転することはできない) の原則に従って、債権はその同一性を失うことなく譲受人に移転されるので、債務者は譲渡人に対して有するすべての抗弁を譲受人に対しても対抗できるのが原則である。しかし、手形法上では、手形流通の強化という手形法の理念の実現のために、抗弁制限(切断)の制度が設けられている。これが手形法一七条の規定であり、この抗弁制限の制度は裏書などによる手形法的権利移転の大きな特色をなしている。手形抗弁制限の制度は、実際の取引の必要性から学説上も立法上も古くから認められてきたが、法理論上においては、抗弁の制限と右の *in rem plus*……原則との対立視が生

まれた。そして、抗弁制限の原則の理論的根拠付けは手形法学上の中心的争点となり、手形抗弁に関する理論的対立は手形法学上においてきわめて重要な地位を占めて、多くの優れた研究を生み出してきた。また、実際の事例においても、判例上多くの問題がこの抗弁の対抗、制限の問題とならんらかのかわりを持つている。わが国においては、昭和四〇年代以降多くの最高裁判例が積み重ねられて、一見して手形抗弁に関する多くの問題は実務上は既に解決されたようにも見える。しかし、私は、手形抗弁論の手形法学中で占める重要性に照らして、手形法学の今後の発展にとり手形抗弁に関する理論的考察の展開が依然として不可欠であることを疑わない。本論文は包括的に手形抗弁に関する諸問題すべてを論じることを目的にしてはいるが、私は、本論文において、手形の流通過程における人的抗弁の制限の問題と、手形が裏書・遡求により再取得される、いわば手形が逆流する過程における人的抗弁の再対抗と制限の問題と

を取り上げて、その研究の中で手形制度の中で抗弁制限の原則が担っている意義に関する基礎的な理論を説明し、それにより抗弁の対抗と制限の効果、効力およびその意味を明らかにすることを目指している。

本論文の主要な目次を示すと、以下のものである。

第一章 手形抗弁の諸問題—序論

一 手形抗弁制限の制度

二 手形法一七条と人的抗弁の制限

三 人的抗弁の切断の効果

第二章 手形法におけるレヒツシャイン法理

一 レヒツシャイン法理の基礎

二 手形法におけるレヒツシャイン法理

三 手形法におけるレヒツシャイン法理の展開

四 交付欠缺の抗弁

第三章 手形法第一七条の『悪意の抗弁』

一 立法(成立)過程の研究

二 比較法的研究

三 日本の学説、判例

四 私見

第四章 手形上の記載と抗弁

一 手形上の記載の効力

二 手形上の記載の解釈

三 具体的な問題解決

第五章 手形抗弁論の基礎—序論

二 権利対抗弁の観念の成立

三 私法におけるEinredeの概念

四 手形法上の権利対抗弁の観念と権利のイデア的スペチエス性

五 権利対抗弁の観念と手形抗弁に関する諸問題

第六章 戻裏書と人的抗弁の再対抗

一 善意の中間者の介在と抗弁の制限

二 裏書による手形債権の承継的移転と抗弁の制限

三 手形の再取得と抗弁の再対抗

四 人的抗弁の属人性理論

五 私見

第七章 有効性の抗弁の是非

一 有効性の抗弁論

二 交付契約欠缺(交付欠缺)の抗弁

三 有効性の抗弁論の基礎

四 有効性の抗弁の是非

第八章 受戻なき支払・遡求と抗弁の対抗

一 序論

二 支払の抗弁

三 遡求における受戻なき支払と抗弁

四 手残り手形による遡求と受戻

以下、各章ごとの要旨を示す。

第一章 手形抗弁の諸問題—序論

本章は、手形抗弁の制限にかかわるさまざまな諸問題を概観

し、それらを整理した上で、本論文の直接的に対象とする問題がそれらの中でどのように位置づけられるかを明らかにする。

手形抗弁制限の原則は、法理論においてのみならず手形法立法の歴史上でも古くから認められてきたが、理論的に根拠づけられるためにさまざまな理論が生み出されてきた。手形抗弁の制限の根拠は明らかに経済的理由にあり、善意の手形取得者が取得にあたって自己の知らない抗弁を債務者によって對抗されることがないと期待できるときにのみ手形の流通は促進される。これ以上の理論的根拠に関して争われてきたのである。

今日、抗弁制限の理論的根拠をレヒツシャイン法理（権利外観理論）に求める見解が有力である。手形法一七条においては、手形債務者は自ら流通を予定されている証券を作成（署名）した点に帰責性が認められる。この手形証券は抗弁を免れた完全な権利を表章するかのとき外観を有しているから、手形取得者はこの外観に信頼するときには保護される。取得者がその証券に信頼できるのでなければ、手形の流通性は保障されないのである。このように抗弁の制限を根拠づけるのは、手形債務者の帰責性と取得者の外観に対する正当な信頼なのである。私は抗弁制限の理論的根拠はレヒツシャイン法理に求められるべきとの立場をとる。

第二章 手形法におけるレヒツシャイン法理

レヒツシャイン法理の主要な適用要件は、第一に、法外観（レヒツシャイン）に対する手形取得者の信頼であり、第二に、不利益を負担すべき者の帰責性である。私的自治の原則とレヒ

ツシャイン法理との対立は、帰責性の要件により解消される。静的安全を犠牲にして動的安全を保護することが許されるのはこの帰責性の存在のためである。レヒツシャイン法理の諸要件の個々の内容は、レヒツシャイン法理それ自体、または信頼主義それ自体から明らかにされうるものではない。すなわち、善意、帰責性の内容は実定法によって確定されるものであり、各々の場合に依じて異なってくる。とりわけ、帰責性についてはその欠ける場合も存在する。外観信頼の保護の程度は実際の問題であり、一律に確定することはできない。レヒツシャイン法理は外観への信頼の保護の認められる各々の法の根拠をなし、また当該の法の目的をなすものであり、それらの信頼保護の内容を限界づけるものである。それは、各々の事例から共通的に抽出される各々の事象を総括し体系化する上位の規範としての価値を有する。

手形法におけるレヒツシャイン法理の最も重要な適用事例は、交付欠缺の抗弁の場合である。手形債務の成立には通常は契約が必要であるとすれば、債務者はこの交付欠缺の抗弁を手形債務の成立にかかわるものとして、本来的にすべての所持人に対抗できるはずである。しかし、手形流通保護のために、帰責的にレヒツシャインを惹起した作成者は善意の第三取得者に対して責を負うことが要求される。この契約なしに責を負うという法原則の根拠こそ探求されねばならず、それは手形法中に基礎づけられなければならない。レヒツシャイン法理は、手形振出の原則的構成は契約説、発行説によつたうえで、例外的に交付欠缺の場合に、手形流通の保護、促進のために、手形取得者を

保護する補完的な理論である。その特色は、手形債務の発生を二つの原因、すなわち、署名者の意思と法に基づかせる点にある。この場合の解答を手形法上に基礎づけるためには、まず、第三取得者のためのレヒツシャインを規定する一般規定である手形法一六条二項および一七条が交付欠缺の抗弁に適用されるかどうかを検討する必要がある。しかし、何れの規定の適用も、また、類推適用も、交付欠缺の抗弁制限の実定法上の根拠とするには不適當である。

私は右の問題については次のように考える。すなわち、一六条二項と一七条の規定の目的はレヒツシャインに信頼する善意者は保護されるというものであり、二つの規定からは、帰責的に惹起されたレヒツシャインに信頼する善意であつてかつ重過失なき第三者は保護されるというレヒツシャイン法理が上位規範として引き出される。そして、この原則的なレヒツシャイン法理こそが、交付欠缺の抗弁を排除することの法的根拠となるべきであるから、この場合には一六条二項と一七条とが同時的に類推適用される。

第三章 手形法第一七条の「悪意の抗弁」

本章の目的は、手形法一七条但書の「悪意」が指し示している意味内容の認識を、立法(成立)過程の研究及び比較法的研究によってなそうとすることにある。ジュネーヴ手形法統一会議の議論を検討してみると、多くの代表者達は、一七条においては取得者が *contra bonos mores* に(善良の風俗に反して)取得する場合にはその保護を排除するという観念を有していた。

このような取得(それは信義誠実に反する取得と言った方が適切である)を排除することこそ、一七条但書が、「悪意の抗弁」によって実現しようとしている目的なのである。「債務者を害することを知りて」は、信義誠実に反することの具体的表現なのである。

現在の各国の学説・判例は、「損害の認識」を要求することでは一致しているが、損害の認識に関して、具体的認識説と抽象的認識説に二分でき、さらに、具体的認識説は、実体的損害の発生を認識を要求するものと抗弁主張の確実性の認識を要求するものの二つのタイプに分けられる。重過失による不知については、悪意の抗弁成立には不十分であるとするのが一般的である。しかし、債務者の損害の認識に関する具体的認識説は正当性を欠く。なぜなら、それは立法者の意図と一致しないからである。立法者は、信義誠実に反する取得を排除しようとしたが、それでは、抗弁の存在の認識だけで、本来的に信義誠実に反していると考えるべきではないだろうか。それにもかかわらず取得者が保護されるべき場合が認められるとしても、それは正当な理由を必要とするのである。一七条但書の公式は、この例外的なケースの存在することを示そうとしたものである。したがって、原則的には抗弁の存在の認識で十分である。私見は基本的に抗弁存在の認識で十分という立場を取るが、一七条の信義誠実に反する手形取得の排除という目的に照らせば、「悪意」の有無の判定基準としてはさまざまな要素が考えられるけれども、取得者の「債務者を害する」という意識」を重視すべきであると考える。

第四章 手形上の記載と抗弁

手形がそれを成立させた直接当事者間の関係を抜け出して、第三者の手中に達するということは、手形制度の前提をなす事柄である。したがって、手形関係・手形権利義務関係は、第三者への手形流通という前提に立って、法的にも理論的にも構成される必要がある。しかし、その際に同時に、直接当事者間でもその構成を貫徹することによって生じる不都合の除去が図られなければならない。本章では、このような考え方の一つの具体化として、一五〇万円の約束手形の金額欄の記載が、チェックライターの打ち間違えにより一五〇〇万円の表示と見られるものであったという最判昭和五四年九月六日のケースを取り上げて、手形法に関する新たな整理、解明を試みている。

この問題に関しては、以下のように構成するときに理論的に妥当な解決に達すると考える。すなわち、手形上の表示の解釈は、その表示が直接の相手方に対してだけでなく、手形流通により取得を予定される第三者に対しても向けられているものであるから、客観的な解釈の方法によらなければならないのである。手形上の表示の意味内容は、社会通念に従って客観的に理解されるところによって確定されなければならない（客観解釈の原則）。このような手形表示に関する解釈原則は、直接当事者間においても妥当しなければならない。しかし、手形行為の直接当事者間においては、手形行為を成立せしめる交付契約の内容が、手形表示の内容の確定にとって決定的意義を有すると考えることができる。したがって、直接当事者間では、このよ

うな形で定まる表示内容の存在を直接的な人的関係に基づく抗弁として主張できる。そして、この当事者間の合意は、悪意の第三者に対して對抗することができる。

第五章 手形抗弁論の基礎

わが国通説は、手形の譲渡裏書による移転を手形債権の譲渡とみなしてきたが、民法上の債権譲渡にあっては、債権はその同一性を失うことなく譲受人に移転される。したがって、債権譲渡にあっては、抗弁はその債権に付着したまま移転され、譲受人に対しても對抗されるのが原則である（*nemo plus iuris transferre potest quam ipse habet*の原則の妥当）。手形法上では、手形法一七条の抗弁制限の規定の存在により、*nemo plus*……原則は排除される。そこで、抗弁制限の法現象に関して、手形上の権利に付着する抗弁は、本来的には譲受人に対しても承継され對抗されるべきものだが、抗弁制限の原則の機能により、善意の譲受人には抗弁の除去された、いわばきれいな権利が移転され、以後はこのきれいな権利があたかも有体物であるかのように移転するというのが、伝統的な一般的観念である。この一般的観念の基礎には、裏書による手形債権の承継的な移転と、*nemo plus*……原則の本来的妥当および抗弁制限の原則の作用による抗弁の排除といった観念がある。

右の一般的観念は手形法上のいくつかの問題に関しそれ自体が困難な問題を生み出している。例えば、第一に、手形が遡求において遡求義務者である裏書人に受戻された場合に、この裏書人による請求に対して、債務者が以前この裏書人に対して有

していた人的抗弁を再び対抗できるのかという問題に関してである。右の一般的観念によれば、この裏書人から手形上の権利を悪意なしに取得した被裏書人(遡求者)は抗弁の除去されたきれいな権利を有しており、その権利が受戻によって裏書人に移転するのだから、この権利に基づく請求において、裏書人は自己の裏書以前に対抗された抗弁を対抗されることはないことになる。第二は、戻裏書により裏書人が手形上の権利を再取得した場合に、この裏書人に以前対抗された人的抗弁が再対抗されうるかという問題に関するものである。この問題は第一のものと実質的に類似する。第三は、善意の中間者に対して、債務者は人的抗弁を対抗できないのかという問題に関するものである。前述の一般的観念にしたがえば、善意の前者が有するきれいな権利を悪意の後者は取得するのだから、当然にこの抗弁を対抗されることはない。

私は、この一般的観念の成立の根源は、抗弁制限の原則の作用における手形上の権利「対」抗弁の観念の手形法学上の承認に求められると考える。権利對抗弁の観念は、手形法上においてさまざまな場で認められるが、抗弁の制限における権利對抗弁の観念は、実在的に存在する完全な権利に抗弁が対抗されることによって除去されて、既に存在しているこの実在的な完全な権利のみが後者に移転するという観念を生み出す。本章ではこの手形法学上で広く認められる権利對抗弁の観念の意味の再検討を行っている。

私は、戻裏書・遡求により手形を再取得する場合に、何故に抗弁が再対抗されるかに関して、裏書による手形債権の承継取得の観念および抗弁の権利に付着した本来的移転と抗弁制限の原則の機能により抗弁が除去された手形債権の移転の観念を前提としたうえで、以下のような形で理論的根拠を説明しようとする。

裏書による手形債権の承継取得と抗弁の権利に付着した本来的な移転、および、抗弁制限の作用による抗弁の除去された移転に関する一般的観念に依拠する場合に、陥り易い危険は、原因関係に基づく抗弁について、原因当事者間で初めから債権者が有している完全な権利が、裏書により後者にあたかも有体物であるかのように移転され、善意の後者の取得によりこの有体物である権利に付着する「よごれ」である抗弁が洗い落とされて、以後、この権利はきれいになった有体物として転流流通するかのように考えてしまうことである(無因性の作用により裏書において、人的抗弁とは切り離されて手形債権が移転するとするわが国の属人性の理論の基礎にも、この手形債権を有体物と見る考え方が存している。また、原因関係の抗弁と交付欠缺の抗弁等との異なる取扱いの議論にも、右の手形債権を実在的な有体物的なものとする考え方が基礎となっている)。この場合に、手形上の権利自体が真の有体物であると考えことは誤りである。手形上の権利は本来的には債権的性質が有するものであり、当事者間の債権債務関係にはかならないのであって、手形証券に表章された手形上の権利が、その帰属、行使に関して広範に物と同様に取り扱われうるという事柄は、何等右の権

利の有体物視を正当化するものではない。したがって、手形の債務者と所持人との間には、やはり、手形債権債務関係が見出され、直接当事者間においても、債権者の有する権利内容は、抗弁の対抗がなければ有してはたはずの手形上の権利と抗弁との対比において確定されるべきものとなる。その際に、手形上の権利を実在的な有体物的な権利と考えるべきではない。更に、裏書による権利の承継取得と抗弁の制限との関係では、前者が抗弁の対抗がまったくなければ有してはたはずの非実在的なあるべき権利（イデア的スペチエス的権利）を取得すると解すべきである。このように解すれば、裏書譲渡により前者の有する手形上の権利が後者に移転する場合に、移転される権利の同一性、即ち、前者の有すると同一の権利が後者へ抗弁を除去されて移転するという考え方に束縛される必要はなくなる。ここにおいて、前者に対し以前に対抗できた人的抗弁が、裏書にもかかわらず残存すると解することができるようになり、戻裏書・遡求による再取得の場合に抗弁が復活し、再対抗されることを根拠付けうる。その実定法上の根拠は手形法一七条に求められる。

第六章 戻裏書と人的抗弁の再対抗

手形の善意の第三取得者は、人的抗弁の制限の原則により債務者が前者に対して有する抗弁の対抗を免れた手形上の権利を取得できる。ところで、この善意の第三取得者から、手形を戻裏書によって再び取得した手形所持人に対して、手形債務者は以前に対抗することができた人的抗弁や悪意の抗弁を再対抗し

きるか。本章ではこの手形抗弁理論の上で極めて重要な問題点を、第五章で示したような立場に依拠して論じる。とりわけ、ここでは、この問題に関して近時わが国で有力な属人性説を取り上げて、その依って立つ無因性理論の面を中心に、その理論的疑問点を明らかにする。

第七章 有効性の抗弁の是非

権利外観理論を前提とした上で、手形抗弁中に「手形債務の有効性に関する抗弁」すなわち「有効性の抗弁」の範疇を認める見解がある。これによると、人的抗弁のうち、交付欠缺の抗弁、意思表示の瑕疵の抗弁、支払の抗弁等は、手形債務の存在・消滅にかかわる抗弁として有効性の抗弁に属する。その制限には手形法一七条の適用はなく、一七条の「人的関係に基づく抗弁」と區別・対比される。このような見解は権利外観理論が通説であるドイツ手形法学において、近時極めて有力であるが、わが国でも権利外観理論をとる学説中でこれを支持する者が多い。本章において、私は、権利外観理論の立場をとるにしても、有効性の抗弁論は、権利外観理論の展開から出てくる必然的な帰結とは言えず、それは権利外観理論とは無縁なドイツ旧手形法にかかわるドイツ手形法学の伝統に基づいて成立したものであって、不適切な議論であり、手形法解釈を歪める危険があることを明らかにしている。そして、この点を特に支払の抗弁を取り上げて具体的に論じている。すなわち、手形債務の有効な存在にかかわる抗弁である受戻なき支払の抗弁は、交付欠缺の抗弁と同一に取り扱われるべきではなく、一七条の「人

的關係に基づく抗弁」とみるべきである。

第八章 受戻なき支払・遡求と抗弁の対抗

本章では、手形債務者が手形を受戻さないで支払ういくつかのケースについて生じる抗弁に関する法的問題の検討を行っている。第一は、約束手形の振出人が、手形を受戻すことなく受取人に支払ったところ、これを奇貨として受取人が第三者に裏書譲渡してしまい、この第三者が債務者に請求してくるケースである。この場合にはどのような法律関係が生じるのか。第二は、約束手形の所持人が、裏書人に請求したところ、裏書人が遡求義務を履行して手形を受戻さず支払ったのを奇貨として手残り手形により振出人に請求するというケースである。振出人はこの請求を拒めるだろうか、また、もし、振出人が支払ってしまったとこれら三者の間の関係はどのようになるのか。第三は、約束手形の振出人が、所持人に手形を受戻なく支払ったところ、その後この所持人が裏書人に対して手残り手形により請求したというケースである。裏書人はこのような遡求義務の履行を拒めるか。また、もし、裏書人が遡求義務を履行した場合には法律関係はどうなるのか。本章では、これらの諸問題に関して、手形を受戻なき支払の効力、裏書の債権譲渡効力、遡求における手形を受戻の法的効果、支払人の免責の効果といった根本的論点に検討を加えることにより、解答を与えている。特に、遡求義務者による手形を受戻に関しては、既に第五章および第六章において論じた抗弁の再対抗の問題と共に、債務者が遡求権者に対して有する抗弁の対抗の有無とその理論的根拠

が重要な問題であるが、これに関しては、私は、遡求義務者は手形法一七条および四〇条三項の同時的類推適用により、レヒツシャインへの信頼を保護されると解する。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 手形抗弁の基礎理論

論文審査担当者 石原 全

山部 俊文

野田 博

一 本論文の目的と構成

1 手形法一七条の規定する手形抗弁制限の制度は、裏書などによる手形法的権利移転の大きな特色をなし、また、抗弁制限の原則の理論的根拠づけは、手形法上の中心的争点となってきた。本論文は、このような手形法の核心的部分を取り上げるものであり、その主要な目的とされるところは、手形抗弁の制限という法現象を、手形の裏書による流通過程の面と遡求段階における手形を受戻による逆方向への移転の面の両方から総合的に比較的研究を重視しつつ考察して、手形抗弁制限の制度の意義および効果に関する基礎理論の解明を行い、これを通して

て今後の手形抗弁研究の展望を示すことにある。

2 本論文は八章からなり、その構成は次のとおりである。

- 第一章 手形抗弁の諸問題—序論
- 第二章 手形法におけるレヒツシャイン法理
- 第三章 手形法第一七条の『悪意の抗弁』
- 第四章 手形上の記載と抗弁
- 第五章 手形抗弁論の基礎
- 第六章 戻裏書と人的抗弁の再対抗
- 第七章 有効性の抗弁の是非
- 第八章 受戻なき支払・遡求と抗弁の対抗

二 本論文の内容

第一章「手形抗弁の諸問題—序論」では、本論文の主要な目的・課題が提示されるとともに、手形抗弁の制限にかかわるさまざまな問題が概観される。本論文では、それらの問題をさまたま包括的に論じているわけではないが、本章において概観される諸問題の中で本論文の直接的に対象とする問題—手形の流通過程における人的抗弁の制限の問題と、手形が戻裏書・遡求により再取得される、いわば手形が逆流する過程における人的抗弁の再対抗の制限の問題—がどのように位置づけられるか、についても言及されている。なお、抗弁制限の理論的基礎がレヒツシャイン法理に求められるとの筆者の立場がここで明らかにされている。

第二章「手形法におけるレヒツシャイン法理」では、まず、手形法の解釈について採るべき態度として、手形法の統一の理

念に着目するとの見地が提示される。すなわち、現行の手形法は、一九三〇年に統一された世界的統一法であるが、その統一は単なる形式的な法文の統一にとどまるだけであってはならず、さらに実質的な統一性が実現されるべきであるとし、そのためには、統一手形法の解釈は、国内法、とりわけ民法からできるだけ独立してなされるべきであるとされる。本章は、この見地に立ってレヒツシャイン法理を普遍的な法理として統一手形法で再構成するという目的のために、それを適用するに際しての要件その他を詳細に論じるものである。そして、川村氏は、レヒツシャイン法理は総括的な上位規範であるにすぎず、実定法を離れてはその正当性および存在性を主張できないとし、また、統一性の理念は統一手形法を出発点とした理論を要求するとしている。統一手形法においてレヒツシャイン法理が根拠をなしている規定としては、一〇条、一六条二項、一七条および四〇条三項がある。川村氏は、以上の検討などから、手形法におけるレヒツシャイン法理の最も重要な適用事例である交付欠缺の抗弁の場合に関して、従来の諸見解と異なり、その場合に妥当するレヒツシャイン法理の内容、要件を確定するために手形法一六条二項および一七条の同時的類推適用を主張する。

第三章「手形法第一七条の『悪意の抗弁』」においては、一七条但書にいう「知りて」は、手形法が抗弁制限という保護に値しないとみなす「認識」であり、この一七条の「悪意」の指し示している意味内容の認識を立法（成立）過程の研究および比較法的研究によって達成しようと試みている。まず、手形法一七条の悪意は抗弁の存在を認識しつつ債務者の損害を知って

取得することであると一般に解されている、との認識を示す。

次いで、手形法統一会議における議論や、ドイツ、フランス、イタリアおよび日本の学説、判例を詳細に検討した上で、損害の認識に関して、法文の「害することを知りて」の「知りて」の部分重視し、原則として抗弁の存在の認識で十分であるとする抽象的認識説と、「害する」という部分に重きをおき、抗弁の認識のほかに損害の認識が必要とする具体的認識説とに整理し、後者はさらに(A)実体的抗弁の発生の認識を要求するものと、(B)抗弁主張の確実性の認識を要求するものと二つのタイプに分けられるとしている。そして、立法趣旨等を考慮すれば、具体的認識説は妥当でないとしている。このように、川村氏は基本的に単純認識説に近い立場をとるが、「悪意」の有無の判定基準としては、一七条信義誠実に反する手形取得の排除という目的に照らし、取得者の「債務者を害する」という意識を重視すべきであるとしている。なお、このような「害する意識」は、原則的に抗弁の存在の認識において成立するが、例外的にそれだけでは不十分な場合が存在するのであって、一七条但書の「悪意」の規範はそれを示すものであると指摘している。

第四章「手形の記載と抗弁」では、手形上の記載の意味内容の解釈は、客観的基準によってなされねばならないという客観解釈の原則による手形上の記載の効力の評価、意味内容の確定を前提とするとしても、直接の当事者間では実質上別異に解することが可能であり、また、より適切であるということを示そうと試みている。その際、一五〇万円の約束手形の金額欄の記

載がチェックライターの打ち間違いにより一五〇万円の表示と見られるものであったという、最判昭和五四年九月六日のケースが取り上げられている。さて、川村氏は、手形上の表示の解釈は客観解釈の原則にしたがってなされねばならず、そしてこのような手形表示に関する解釈原則は直接当事者間においても妥当しなければならぬとしつつ、しかし、手形行為の直接当事者間においては、裏書(手形行為)を成立せしめる交付契約の内容が、手形表示の内容の確定にとって決定的意義を有するものと考えることができる。したがって、直接当事者間では、このような形で定まる表示内容の存在を直接的な人的関係に基づく抗弁として主張でき、また、この当事者間の合意は、悪意の第三者に対して對抗することができることとなる。

そこで、上記の事案においては、被裏書人(B)は裏書人(Y)から一五〇万円の手形として裏書譲渡を受けているから、YはBに対しては一五〇万円の償還義務を履行すればよく、それを超える部分については支払を拒絶し得ることとなる人的抗弁を有し、Bからこの手形の裏書譲渡を受けたXが手形を悪意で取得したのであれば、右人的抗弁の對抗を受ける。そして、この人的抗弁は、手形法一七条によって制限される当事者間の直接的な人的関係に基づく人的抗弁である。なお、この構成は手形表示(記載)の厳格な客観的解釈により生ぜしめられる硬直性の是正を図るもので、ドイツの通説、判例の理論のうえに基礎づけられるわが国でも有力な見解の採る立場を支持するものであるが、川村氏は、手形表示の客観解釈の原則の再検討をとおして、これが一般的意義をもった理論の一つの具体的適用

であることを示そうとしている。

第五章「手形抗弁論の基礎」は本論文の中心をなすものである。さて、手形法における抗弁の制限の法現象に関して手形法学上で一般的に認められている考え方によれば、手形上の権利に付着している抗弁は、本来的には手形の譲受人に対しても對抗されるべきものであるが、抗弁の制限の機能により、善意の譲受人には、抗弁の除去されたいわばきれいな権利が移転し、以後はこのきれいな権利があたかも有体物であるかのように移転すると観念されている。この一般的観念は手形法学上のいくつかの問題に関して展開されており、場合によってはそれ自体が困難な問題を生み出している。本章で川村氏は、この一般的観念の根源が、手形上の権利「対」抗弁の観念の手形法学上の承認に求められることに着眼し、この権利對抗弁の観念の意味の再検討を試みる。とりわけ、権利對抗弁の観念に出会うケースのうち、手形上の権利の裏書譲渡に際して生ずるケースにおける権利對抗弁の観念が手形法上のいくつかの問題を不必要に困難なものにしているとし、この権利對抗弁の観念の本来の意味の解明を試みている。前述した現在の手形法学上の一般的観念に対して、川村氏は権利對抗弁の観念における権利は実在的権利ではないということ指摘し、この権利は、手形上の権利たるものが有すべき、手形上の権利としての十全的な効力を具備した、非実在的なあるべき権利としてとらえるべきものであるとの見解を提唱する。この権利は、わかりやすくいえば、当該の所持人が抗弁の對抗が全くなければ有しているべき、非実在的な、あるべき権利といってよく、それは当該の手形証券の

内容に完全に対応した手形上の権利であり、この権利をこのように理解するのであれば、権利對抗弁の観念は、この所持人と手形債務者との間の具体的な権利関係を確立するための観念として把握される。

第六章「戻裏書と人的抗弁の再対抗」では、戻裏書に関する問題、すなわち、手形の善意の第三取得者から手形を戻裏書によって再び取得した手形所持人に対して、手形債務者は以前に對抗することのできた人的抗弁や悪意の抗弁を再対抗できるかという問題が、前章で示された見解に基づいて、論じられる。この問題については、近時わが国ではいわゆる属人性理論が有力であり、また、その理論の根拠については、手形行為の無因性に基づいて、原因関係上の抗弁は裏書にもかかわらず当然に原因当事者間に残存するということに求める見解が有力になっている。これに対し、川村氏は、その拠って立つ無因性理論の面を中心に、その理論的疑問点を提示するとともに、第五章に示された理論に基づく解決を示す。

第七章「有効性の抗弁の是非」。権利外観理論をとる学説中に、新抗弁論と呼ばれる見解がある。これは、権利外観理論を前提とした上で、手形抗弁中に「手形債務の有効性に関する抗弁」Ⅱ「有効性の抗弁」の範疇を認め、この範疇に属する交付契約欠缺の抗弁、意思表示の瑕疵の抗弁、支払の抗弁等の制限には手形法一七条の適用はなく、一七条の「人的関係に基づく抗弁」と區別、対比するものである。この見解は権利外観理論が通説であるドイツ手形法学において、近時極めて有力であり、それがわが国の学説にも影響を与えている面があると思われる。

川村氏は、権利外觀理論の立場に立つとしても、有効性の抗弁論はその立場の展開から出てくる必然的な帰結とは言えず、それは権利外觀理論とは無縁なドイツ旧手形法にかかわるドイツ手形法学の伝統に基づいて成立したものであって、手形法の国際的統一の理念からみても不適切な議論であり、手形法解釈を歪める危険があることを指摘している。

第八章「受戻なき支払・遡求と抗弁の對抗」では、手形債務者が手形を受戻さないで支払ういくつかのケースを取り上げ、その場合について生ずる抗弁に関するいくつかの法的问题の検討が行われている。特に、従来研究の蓄積の十分とはいえないかった遡求と受戻による手形の移転過程の場面につき、詳細な検討が展開されている点は注目される。

三 本論文の評価と問題点

1 本論文の全体を通じてみられる特長として、まず、統一手形法の解釈はどのようなべきかということをはじめとして、多くの方法的検討がみられ、また、制度の根本にさかのぼっての検討がなされていることが挙げられる。それに際して試みられたドイツ、フランス、イタリア、日本にわたる詳細な比較的研究によって得られた知見も貴重というべきである。

そして、そのような研究を通して、従来の立場とは異なる独自の見解が多く示されている。たとえば、第五章の研究は、本論文の中でも中心的な位置を占めると思われるが、そこで示された見解は、遡求における受戻や戻書の場合に、債務者が受戻者や被戻書人に対して以前対抗できた抗弁を再び対抗できる

ようになることなどの説明を一貫させる上でも注目される理論を提示するものである。その他、第三章および第六章において、河本フォーミュラおよび属人性理論と呼ばれ、手形法において有力となっている立場を批判し、これと異なる立場が示されていることなど、その例は多い。このように随所に独創的な見解が示されていることも本論文の大きな特色をなし、また、学界に寄与するところの多大な点と言えよう。

2 以上のように本論文は高く評価されるものであるが、若干の問題点もないわけではない。まず、本論文が手形抗弁に関し独立して発表された諸論稿を中心にとめられた関係で、若干の重複部分が見られ、また、古い論稿に関しては、新しい議論についてのフォローの面でかける点も否定できない。ただ、後者の点については、二章、三章におけるように、その後の研究に基づく補論が付されているところもある。また、独立して発表された論文を中心としているとはいえず、その視点は一貫しており、本論文の目的とされている点で全体が貫かれている。次に、本論文は理論的な考察が展開されているが、若干説明の補足を要する箇所がないではない。しかし、本論文は、川村氏の長年にわたる手形抗弁研究の集大成であり、以上の点はいささかも本論文の価値を損なうものではないことはいうまでもなく、今後の手形抗弁の研究にとって多大の貢献をなす業績であると評価できる。

四 結論

審査員は、右の評価と口述試験の結果に基づいて、川村正幸

氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与するのが適當であると
の結論に達した。

平成七年二月八日